

【中小企業金融円滑化法】

リーマン・ショックを契機に中小企業の資金繰り支援のために平成21年12月、当時の亀井 静香金融相主導で立法化されました。

当初は、平成23年3月31日までの時限立法でしたが、金融庁は平成24年3月31日まで延長する方針を発表し、更に平成25年3月31日まで再延長する方針を発表しました。平成25年3月31日、延長されずに本法は失効しました。

しかし、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、金融機関は同法の精神を順守し、従来と変わりなく真摯しんしつに取り組んでいました。

ただ、旧来のビジネスモデルを温存したままの救済策が、企業の新陳代謝を阻み、ゾンビ企業の増殖を招いたとも言われています。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響は、リーマン・ショックの時とは異なります。リーマン・ショックの時は、金融危機が実体経済へと波及しましたが、新型コロナウイルス感染症の場合は、実体経済へ直接影響を及ぼしています。

現在、Stay Homeであり、目に見えて経済に大きな打撃を与えています。

これを回避するためには、政府の財政政策によって、家計や企業の支援を行わなければ、どうにもなりません。

まずはこの財政政策の実行までのつなぎ期間として、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更を活用したいのだと推測しますが、中小企業などの資金繰りにおいて、財務支出を抑えるために元本の支払いを止めたとしても、それ以上に固定費などの支払いがあり、経常収支が赤字になっています。つまりは、返済猶予では追いつかないのです。

また、返済猶予にはデメリットがあります。それは、新規融資が出にくくなることです。今、資金不足で目の前に現金が必要な時に、新規の融資が受けにくくなるのです。であるならば、財政政策の実行までのつなぎ期間としての役割は果たせません。

それでは、中小企業等はどうすべきでしょうか。

休業や時短営業の要請により、どうしても売上確保ができないので、支払いを最小限にするしかありません。

飲食店であれば店を閉める、事業の停止です。

それでも人件費や家賃など支払わなければならないものもあり、それを手元資金で賄えるかどうか分岐点となります。

賄うことが可能なら、その資金で目の前はしのぎ、融資や給付金が入ってくるのを待ちます。

そうでなければ、事業の継続は難しいのが現実です。

よって、中小企業金融円滑化法の実質的復活による目の前の効果は、薄いと思われます。

一日でも早い、融資の実行や給付金の支給を実施していただきたいと切に願います。

その反面、融資先に事業性があるのかの判断も行われていると感じます。それは、リーマン・ショックの時、「旧来のビジネスモデルを温存したままの救済策が、企業の新陳